

第9回議会基本条例策定のための作業部会での協議結果

・【第22条 議会報告会】

本件については、10月14日（日）議会報告会を試行した後、あらためて協議する扱いとなった。

原案

（議会報告会）

第22条 議会は、市民への説明責任を果たすとともに、市民との意見交換を通して多様な課題の解決に取り組むために、議会報告会を開催するように努めるものとする。

正副座長斡旋案

原案に同じ。

第9回議会基本条例策定のための作業部会での協議結果

・【第24条 賛否の公表】

本件については、【案1】とすることで概ね了承を得たが、松本議員より条文案中「議会の意思決定過程を市民に対して明らかにするため」という目的規定が、「賛否を公表する」と相容れないのではないかとの意見があり、本条文案については、正副座長において文言等を調整し、次回の作業部会において再度提示し、協議する扱いとなった。

原案

(賛否の公表)

第24条 議会は、議会の意思決定過程を市民に対して明らかにするため、会議結果を公開し、予算又は決算議案などの重要な議案について、会派等の賛否を公表するものとする。

正副座長斡旋案

(賛否の公表)

第24条 議会は、~~議会の意思決定過程を市民に対して明らかにするため、~~会議結果を公開し、予算又は決算議案などの重要な議案について、会派等の賛否を公表するものとする。

第9回議会基本条例策定のための作業部会での協議結果

・【第25条 議員間討議】

本件については、池田議員より、別紙のとおり第25条及び政策討論会について規定した第26条（池田議員案）の条文案の提案があったが、協議の結果、意見集約に至らなかったため、次回の作業部会において、各会派等の意向を持ち寄り、更に協議を行うこととした。

原案

（議員間討議）

第25条 議員は、議員相互間の自由かつ活発な討議を通じて議論を尽くし、合意の形成に努めるものとする。

各会派等の意向を持ち寄り

第9回議会基本条例策定のための作業部会での協議結果

・【第28条 政治倫理】

本件については、正副座長案とすることで概ね了承を得たが、山口議員より条文案中「本市議会が議員の政治倫理確立の先駆であることに鑑み」を、本条文案中ではなく前文中に盛り込んではどうかとの意見があり、本条文案及び前文について、正副座長において文言等を調整し、次回の作業部会において再度提示し、協議する扱いとなった。

原案

前文

堺市は、中世において世界的にも先駆をなす自治都市を形成したという住民自治の発祥を誇りとしている。

その系譜を受け継ぐ私たち堺市議会は、日本国憲法に規定された地方自治の本旨に基づき、直接選挙で選ばれた市民の代表である市議会議員によって構成される議事機関であり、本市の意思決定機関としての役割を担う住民自治の要である。

以下略

(政治倫理)

第28条 議員は、本市議会が議員の政治倫理確立の先駆であることに鑑み、常に高い倫理観を持って、誠実かつ公正に活動することを通じて、市民との信頼のきずなを深め、その職責を果たすことによって、市勢の発展のために尽力しなければならない。

2 前項の規定のほか、議員の政治倫理に関する事項については、別に条例で定める。

正副座長幹旋案

前文

堺市は、中世において世界的にも先駆をなす自治都市を形成したという住民自治の発祥を誇りとしている。

その系譜を受け継ぎ全国初の政治倫理条例を制定した私たち堺市議会は、日本国憲法に規定された地方自治の本旨に基づき、直接選挙で選ばれた市民の代表である市議会議員によって構成される議事機関であり、本市の意思決定機関としての役割を担う住民自治の要である。

以下略

(政治倫理)

第28条 議員は、~~本市議会が議員の政治倫理確立の先駆であることに鑑み、~~常に高い倫理観を持って、誠実かつ公正に活動することを通じて、市民との信頼のきずなを深め、その職責を果たすことによって、市勢の発展のために尽力しなければならない。

2 前項の規定のほか、議員の政治倫理に関する事項については、別に条例で定める。

第9回議会基本条例策定のための作業部会での協議結果

・【第29条 議員定数及び議員報酬】

本件については、池田議員より条文案第1項中「市民の負託に応えるため必要とされる議員数を常に検証するとともに」を削除してはどうかとの意見があった。また田中（丈）議員より条文案第2項について、別紙のとおり提案があった。これらについては、正副座長において文言等を調整し、次回の作業部会において再度提示し、協議する扱いとなった。

原案

（議員定数及び議員報酬）

第29条 議員定数については、議会の責務を果たし、市民の負託に応えるため必要とされる議員数を常に検証するとともに、各選挙区において選出される議員一人当たりの人口の格差にも十分に配慮し、別に条例で定めるものとする。

2 議員報酬については、議員の活動及び職責に見合う対価を勘案し、市政の現況及び社会経済情勢等の変化を踏まえ、別に条例で定めるものとする。

正副座長斡旋案

（議員定数及び議員報酬）

第29条 議員定数については、議会の責務を果たすし、~~市民の負託に応えるため必要とされる議員数を常に~~検証するとともに、各選挙区において選出される議員一人当たりの人口の格差にも十分に配慮し、別に条例で定めるものとする。

2 議員報酬については、議員の活動及び職責に見合う対価を勘案し、市政の現況及び**市民生活など**社会経済情勢等の変化を踏まえ、別に条例で定めるものとする。

第9回議会基本条例策定のための作業部会での協議結果

・【第30条 政務活動費】

本件については、田中（丈）議員より、別紙のとおり意見の提出があった。また、本件については、地方自治法改正に伴う政務活動費に関する条例案の検討と関連することから、今後あらためて協議する扱いとなった。

原案

（政務活動費）

第30条 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動の充実を図るものとして、積極的に活用するものとする。ただし、その支出に関しては、用途を明らかにし、支出の透明性を確保するため、支出に関する証拠書類を公開し、活動成果の報告に努めるなど適正に取り扱うものとする。

2 前項の規定のほか、政務活動費の交付に関する事項については、別に条例で定める。

正副座長斡旋案

（政務活動費）

第30条 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に**充当できるものとしの充実を図るものとして**、積極的かつ**厳正**に活用するものとする。ただし、その支出に関しては、用途を明らかにし、支出の透明性を確保するため、支出に関する証拠書類を公開し、活動成果の報告に努めるなど適正に取り扱うものとする。

2 前項の規定のほか、政務活動費の交付に関する事項については、別に条例で定める。

第9回議会基本条例策定のための作業部会での協議結果

・【第33条 他条例との関係】

本件については、池田議員より、別紙のとおり条文案の提案があったが、協議の結果、意見集約に至らなかったため、次回の作業部会において、各会派等の意向を持ち寄り、更に協議を行うこととした。

原案

(他条例との関係)

第33条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図るものとする。

各会派等の意向を持ち寄り

法制執務上不要な見出しであるので削除するもの。

本件については、附則が1項の場合、見出しを付さないものである。

原案

附 則

(施行期日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

正副座長斡旋案

附 則

~~(施行期日)~~

この条例は、平成25年4月1日から施行する。